

(別添2)

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令 新旧対照条文

目次

◎介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（第一条関係）	1
（第二条関係）	37
◎老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）（第三条関係）	40
（社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第二百八十五号） （第四条関係））	45
◎社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）（第五条関係）	46
◎社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令 (平成二十年政令第八十四号)（第六条関係）	50
◎地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第七条関係）	52
◎地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（第八条関係）	58

◎ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号） （第九条関係）	• •			
◎ 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号） （第十条関係）	• •	62	60	
◎ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号） （第十一条関係）	• •	63		
◎ 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号） （第十一条関係）	• •	64		
◎ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令 （昭和六十一年政令第九十五号）（第十一条）	• •	65		
◎ 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令 第三百二十四号）（第十一条関係）	• •	66		
◎ 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（第十一条関係）	• •	67		
◎ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令 （平成十七年政令第二百八十二号）（第十一条関係）	• •	68		

◎特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）（第十一条関係）	•	•	•	•	•	70	69
◎消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（第十二条関係）	•	•	•	•	•	•	•
◎健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（第十三条関係）	•	•	•	•	•	•	•
◎高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）（第十四条関係）	•	•	•	•	•	•	•
◎地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）（第十五条関係）	•	•	•	•	•	•	•
◎介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十八年政令第百五十四号）（第十六条関係）	•	•	•	•	•	•	•
◎東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）（第十七条関係）	•	•	•	•	•	•	•
◎厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（第十八条関係）	•	•	•	•	•	•	•

◎ 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令
新旧対照条文

○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十一号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	目次	目次
第一節	第一章・第二章（略）	第一章・第二章（略）
第二節 指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定（第十一条の二—第十一条の十二）	第三章 保険給付	第三章 保険給付
第三節 認定（第十一条の十二—第十四条）	第一節（略）	第一節（略）
第四～第六節（略）	第二節 指定市町村事務受託法人の指定（第十一条の二—第十一条の六）	第二節 指定市町村事務受託法人の指定（第十一条の二—第十一条の八）
第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設	第三節 認定（第十一条の七—第十四条）	第三節 認定（第十一条の七—第十四条）
第一節 通則（第三十五条の二—第三十五条の十四）	第四～第六節（略）	第四～第六節（略）
第二節 介護支援専門員（第三十五条の十五・第三十五条の十六）	第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設	第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設
（）	第一節 通則（第三十五条の二—第三十五条の八）	第一節 通則（第三十五条の二—第三十五条の八）
第三節・第四節（略）	第二節 介護支援専門員（第三十五条の九・第三十五条の十）	第二節 介護支援専門員（第三十五条の九・第三十五条の十）
第五章～第七章（略）	第三節・第四節（略）	第三節・第四節（略）
第八章 雜則（第五十一条の二・第五十一条の三）	第五章～第七章（略）	第五章～第七章（略）
第九章（略）	第八章 雜則（第五十一条の二）	第八章 雜則（第五十一条の二）
附則	第九章（略）	第九章（略）

(特別会計の勘定)

第一条 介護保険法（以下「法」という。）第一百十五条の四十八に規定する事業として指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）及び指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業並びに介護保険施設の運営を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、介護保険に関する特別会計を保険事業勘定及び介護サービス事業勘定に区分しなければならない。

(特定疾病)

第二条 法第七条第三項第二号に規定する政令で定める疾病は、次のとおりとする。

- 一・二 （略）
- 三 筋萎縮性側索硬化症
- 四・五 （略）
- 六 初老期における認知症（法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）
- 七 （略）
- 八 脊髓小脳変性症
- 九 脊柱管狭窄症

(特別会計の勘定)

第一条 介護保険法（以下「法」という。）第一百十五条の四十七に規定する事業として指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）及び指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業並びに介護保険施設の運営を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、介護保険に関する特別会計を保険事業勘定及び介護サービス事業勘定に区分しなければならない。

(特定疾病)

第二条 法第七条第三項第二号に規定する政令で定める疾病は、次のとおりとする。

- 一・二 （略）
- 三 筋萎縮性側索硬化症
- 四・五 （略）
- 六 初老期における認知症（法第八条第十六項に規定する認知症をいう。以下同じ。）
- 七 （略）
- 八 脊髓小脳変性症
- 九 脊柱管狭窄症

十一	多系統萎縮症
十二	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
十三	(略)
十四	閉塞性動脈硬化症
十五	慢性閉塞性肺疾患
十六	両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
第二節 指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法 人の指定	

十一	多系統萎縮症
十二	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
十三	(略)
十四	閉塞性動脈硬化症
十五	慢性閉塞性肺疾患
十六	両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
第二節 指定市町村事務受託法人の指定	

- (指定市町村事務受託法人の指定)
- 第十一条の二 法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人（以下「指定市町村事務受託法人」という。）の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事務（以下「市町村事務」という。）を受託しようとする者の申請により、市町村事務を行いう事務所（以下「市町村事務受託事務所」という。）ごとに行う。
- 2 (略)
- (指定市町村事務受託法人の指定)
- 第十一条の二 法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人（以下「指定市町村事務受託法人」という。）の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事務（以下「受託事務」という。）を受託しようとする者の申請により、受託事務を行う事務所（以下この節において「事務所」という。）ごとに行う。
- 2 (略)
- 一 当該申請に係る市町村事務受託事務所の介護支援専門員の人員が、厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき（法第二十四条の二第一項第二号の事務を受託しようとする場合に限る。）。
- 二 申請者が、厚生労働省令で定める市町村事務の運営に関する基準に従つて適正な市町村事務の運営をすることができないと認められるとき。
- 三 申請者が、居宅サービス等（法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。第七号、第十一条の五第九号、第十一条の七第二項第二号及び第六号並びに第十二条の十第八号において同じ。）を提供

しているとき。ただし、厚生労働省令で定める特別の事情があると都道府県知事が認めたときは、この限りではない。

四
(略)

五 申請者が、第十一条の五第一項又は第十一条の十の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

六 申請者が、第十一条の五第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定するまでの間に次条第一項の規定による市町村事務の廃止の届出をした者（当該市町村事務の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等又は市町村事務若しくは都道府県事務（法第二十四条の三第一項各号に掲げる事務をいう。以下同じ。）に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

八 申請者の役員等（法第七十条第二項第六号に規定する役員等をいう。以下同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ
(略)

ハ 第一条の五第一項又は第十一条の十の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十一条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消された者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

と都道府県知事が認めたときは、この限りではない。

四
(略)

五 申請者が、第十一条の五第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

六 申請者が、第十一条の五第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定するまでの間に次条第一項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等又は受託事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

八 申請者の役員等（法第七十条第二項第六号に規定する役員等をいう。）のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ
(略)

ハ 第一条の五第一項の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

二 第六号に規定する期間内に次条第一項の規定による市町村事務の廃止の届出をした法人（当該市町村事務の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

（指定市町村事務受託法人の名称等の変更の届出等）

第十一條の三 指定市町村事務受託法人は、当該指定に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該市町村事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 （略）

（指定市町村事務受託法人による報告）

第十一條の四 都道府県知事は、市町村事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定市町村事務受託法人に対し、報告を求めることができる。

（指定市町村事務受託法人の指定の取消し等）

第十一條の五 （略）

一・二 （略）

三 指定市町村事務受託法人が、当該指定に係る市町村事務受託事務所の介護支援専門員の人員について、厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

四 指定市町村事務受託法人が、厚生労働省令で定める市町村事務の運営に関する基準に従つて適正な市町村事務の運営をすることができないもの

（変更の届出等）

第十一條の三 指定市町村事務受託法人は、当該指定に係る事務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更しようと/orき、又は当該受託事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようと/orするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 （略）

（報告）

第十一條の四 都道府県知事は、受託事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定市町村事務受託法人に対し、報告を求めることができる。

（指定の取消し等）

第十一條の五 （略）

一・二 （略）

三 指定市町村事務受託法人が、当該指定に係る事務所の介護支援専門員の人員について、厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

四 指定市町村事務受託法人が、厚生労働省令で定める受託事務の運営に関する基準に従つて適正な受託事務の運営をすることができないもの

きなくなつたとき。

五
（略）

六 指定市町村事務受託法人が、不正の手段により法第二十四条の二第一項の指定を受けたとき（当該指定市町村事務受託法人が法第二十四条の三第一項に規定する指定都道府県事務受託法人（以下「指定都道府県事務受託法人」という。）の指定を受けている場合については、不正の手段により同項の指定を受けたときを含む。）。

七 前各号に掲げる場合のほか、指定市町村事務受託法人が、法及び第三十五条の五各号に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定市町村事務受託法人が、市町村事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき（当該指定市町村事務受託法人が指定都道府県事務受託法人の指定を受けている場合にあっては、都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたときを含む。）。

九 指定市町村事務受託法人の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等又は市町村事務若しくは都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2 市町村は、市町村事務を行つた指定市町村事務受託法人について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る市町村事務受託事務所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

くなつたとき。

五
（略）

六 指定市町村事務受託法人が、不正の手段により法第二十四条の二第一項の指定を受けたとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、指定市町村事務受託法人が、法及び第三十五条の四各号に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定市町村事務受託法人が、受託事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

九 指定市町村事務受託法人の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等又は受託事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2 市町村は、受託事務を行つた指定市町村事務受託法人について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事務所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

（指定市町村事務受託法人の指定等の公示）

（公示）

第十一條の六
（略）

一
（略）

第十一條の六
（略）

一
（略）

二 第十一条の三第一項の規定による届出（同項の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同項に規定する市町村事務の休止及び再開に係るもの）を除く。）があつたとき。

三 （略）

（指定都道府県事務受託法人の指定）

第十一條の七 指定都道府県事務受託法人の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県事務を受託しようとする者の申請により、都道府県事務を行う事務所（以下「都道府県事務受託事務所」という。）ごとに、行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次のいずれかに該当するときは、法第二十四条の三第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が、厚生労働省令で定める都道府県事務の運営に関する基準に従つて適正な都道府県事務の運営をすることができないと認められるとき。

二 申請者が、居宅サービス等を提供しているとき。ただし、厚生労働省令で定める特別の事情があると都道府県知事が認めたときは、この限りでない。

三 申請者が、法及び第三十五条の二各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者が、第十一条の五第一項又は第十一条の十の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

五 申請者が、第十一条の十の規定による指定の取消しの处分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該处分をす

二 第十一条の三第一項の規定による届出（同項の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同項に規定する事業の休止及び再開に係るもの）を除く。）があつたとき。

三 （略）

（新設）

る日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条の規定による都道府県事務の廃止の届出をした者（当該都道府県事務の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等又は市町村事務若しくは都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第三号又は前号に該当する者

ハ 第十一条の五第一項又は第十一条の十の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの处分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

二 第五号に規定する期間内に次条の規定による都道府県事務の廃止の届出をした法人（当該都道府県事務の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

（指定都道府県事務受託法人の名称等の変更の届出等）

第十一條の八 指定都道府県事務受託法人は、当該指定に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該都道府県事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければなら

ない。

(指定都道府県事務受託法人による報告)

第十一條の九 都道府県知事は、都道府県事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定都道府県事務受託法人に対し、報告を求めることができる。

(指定都道府県事務受託法人の指定の取消し等)

第十一條の十 都道府県知事は、指定都道府県事務受託法人が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 法第二十四条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たさなくなつたとき。

二 指定都道府県事務受託法人が、第十一條の七第二項第三号又は第七号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定都道府県事務受託法人が、厚生労働省令で定める都道府県事務の運営に関する基準に従つて適正な都道府県事務の運営をすることができなくなつたとき。

四 指定都道府県事務受託法人が、前条の規定により報告を求められて報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定都道府県事務受託法人が、不正の手段により法第二十四条の三第一項の指定を受けたとき（当該指定都道府県事務受託法人が指定市町村事務受託法人の指定を受けている場合にあつては、不正の手段により法第二十四条の二第一項の指定を受けたときを含む。）

六 前各号に掲げる場合のほか、指定都道府県事務受託法人が、法及び第三十五条の五各号に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令

(新設)

若しくは処分に違反したとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、指定都道府県事務受託法人が、都道

府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき（当該指定都道府県事務受託法人が指定市町村事務受託法人の指定を受けている場合にあつては、市町村事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたときを含む。）。

八 指定都道府県事務受託法人の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等又は市町村事務若しくは都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

（指定都道府県事務受託法人の指定等の公示）

第十一條の十一 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示

しなければならない。

一 法第二十四条の三第一項の指定をしたとき。

二 第十一條の八の規定による届出（同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する都道府県事務の休止及び再開に係るもの）があつたとき。

三 前条第一項の規定により法第二十四条の三第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

第十一條の十二 （略）

（特例地域密着型介護サービス費を支給する場合）

第十五條の三 （略）

一 （略）

二 法第四十二条の三第一項第一号に規定する要介護被保険者が、当

（新設）

第十一條の七 （略）

（特例地域密着型介護サービス費を支給する場合）

第十五條の三 （略）

一 （略）

二 法第四十二条の三第一項第一号に規定する要介護被保険者が、当

該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス（法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

（登録の拒否等に係る法律）

第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百七条第三项第四号（法第一百七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百七条第三项第五号（法第一百七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百七条第三项第四号（法第一百七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百七条第三项第五号（法第一百七条の二第二項第五号、第一百十五条の十二第二項第五号及び第一百十五条の二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。）

一～二十二 （略）

（労働に関する法律の規定）

第三十五条の三 法第七十条第二項第五号の二（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第二項第五号の二、第七十九条第

該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス（法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

（登録の拒否等に係る法律）

第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百七条第三项第四号（法第一百七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百七条第三项第五号（法第一百七条の二第二項第五号、第一百十五条の十二第二項第五号及び第一百十五条の二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。）

一～二十二 （略）

（新設）

二項第四号の二（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号の二（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号の二（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百十五条の二（法第二項第五号の二、第一百十五条の十二第二項第五号の二及び第一百十五条の二第二項第四号の二の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百十七条、第一百八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第一百九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第一百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びに当該規定に係る同法第一百二十二条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十一条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
- 二 最低賃金法（昭和三十四年法律第一百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定
- 三 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

第三十五条の四

（略）

（指定の取消し等に係る法律）

第三十五条の三

（略）

（指定の取消し等に係る法律）

第三十五条の五 法第七十七条第一項第十号、第七十八条の十第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第一百四条第一项第九号、第一百十四条第一項第十号、第一百十五条の九第一項第九号、

第三十五条の四 法第七十七条第一項第九号、第七十八条の十第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第一百四条第一项第九号、第一百十四条第一項第十号、第一百十五条の九第一項第九号、

第百十五条の十九第十一号及び第百十五条の二十九第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇二十四 (略)

(指定地域密着型サービス事業者の指定の更新に関する読み替え)

第三十五条の六 (略)

(略)

第一項
第七十一条
病院等

病院又は診療所

保険医療機関又は保険薬局

保険医療機関

居宅サービス（病院又は診療所にあつては居宅療養管理指導その他厚生労働省令で定める種類の居宅サービスに限り、薬局にあつては

複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。）

理指導その他厚生労働省令で定める種類の居宅サービスに限り、薬局にあつては

地域密着型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。）

第四十一条第一項本文
居宅療養管理指導

（略）

第七十七条第一項若しくは
第一百五十三条の三十五第六項

第四十二条の二第一項
本文

前項
第七十一条
（略）

第四十一条第一項本文
指定居宅サービス事業者
本文

（略）

前項
第七十八条の十二
（略）

（略）

第百十五条の十九第十一号及び第百十五条の二十九第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇二十四 (略)

(指定地域密着型サービス事業者の指定の更新に関する読み替え)

第三十五条の五 (略)

(略)

(略)

(略)

項目	第七十八条の十三第三項	法の規定中規定期定	読み替える	読み替える	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
事業所	町村長指定区域・サービス	当該市町村長指定期間の開始日	始日の前日までにされた市町村長指定区域・サービス	当該市町村長指定区域の拡張の効力が生ずる日の前日までにされた当該拡張により新たに市町村長指定区域とな	は、次の表のとおりとする。	第三十五条の七	法第七十八条の十二第四項の規定による技術的読み替え	（公募指定に関する読み替え）	第二項	第七十二条	第一項
						第四十一条第一項本文	指定居宅サービス事業者	前項	第七十二条の二第一項本文	第四十二条の二第一項本文	第七十二条の二第一項本文
						第四十二条の二第一項本文	指定地域密着型サービス事業者	いて準用する前項	第七十八条の十二における技術的読み替え	第四十二条の二第一項本文	第七十二条の二第一項本文

(新設)

申請者が	の二第四項の二第二項第七十八条の二第二項第七十九条	第一項の申請があつた場合において、	の指定を	第四十二条の二第一項本文	第四十二条の二第一項本文	読み替える規定	法の規定中読み替える規定	第三十五条の八	法第七十八条の十四第三項の規定による技術的読み替え	始の際	当該市町村長指定期間の開	
応募者が	第四十二条の二第一項本文	当該応募に係る応募者を選考	當該公募指定に係る応募が	公募指定	読み替えられる字句	読み替える字句	当該拡張又は追加の効力が生ずる際	看護等に係る市町村長指定区域・サービス事業所	看護等となる定期巡回・隨時対応型訪問介護	市町村長指定定期巡回・隨時対応型訪問介護	当該追加により新たに日の前日までにされた	長指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護等の追加の効力が生ずる

(新設)

第七十八条の五第二項	第七十八条の五第二項 （第七十八条の十七の規定による）	第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	第七十八条の十七の規定による	第七十八条の五第二項 （第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	第七十八条の五第二項 （第七十八条の十七の規定による）	第七十八条の十七の規定による
又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日の辞退の日	又は第七十八条の八の規定による指定の辞退	（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日	（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日	（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日	（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日	（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日
若しくは当該届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出
又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由	又は当該届出	又は当該届出	又は当該届出	又は当該届出	又は当該届出	又は当該届出

○) 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）	申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）	応募者と密接な関係を有する者
又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日	又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日	で、当該届出の日
基づき第七十八条の十	基づき第七十八条の十 (第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。)	で、当該届出の日
届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退	届出	で、当該届出の日
若しくは当該届出	又は当該届出	で、当該届出の日
又は当該指定の辞退について相当の理由がある法人（当該指定の辞退に係る法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定		

項目の十五第二	第七十八条	規定	法の規定中 読み替える	第三十五条の九 は、次の表のとおりとする。	第七十八条 の二第八項	第七十八条 の二第七項	第七十八条 の二第八項 の指定	第四十二条の二第一項本文 の指定を行おうとするとき 又は前項第四号の規定によ り同条第一項本文の指定を しないこととするとき	人 の申請者を除く。)が、法 の申請者を除く。)が、法 の指定を行おうとするとき 又は前項第四号の規定によ り同条第一項本文の指定を しないこととするとき	施設入居者生活介護又は地 域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護に係る指定 の申請者を除く。)の管 理者であつた者で、当該届 出又は指定の辞退の日	の辞退について相当の理由 があるものを除く。)の管 理者であつた者で、当該届 出又は指定の辞退の日
際	市町村長指定期間の開始の	市町村長指定期間の開始の	読み替える字句	読み替える字句	公募指定	公募指定を行おうするとき				応募者が、法人	
期巡回・随時対応型訪定	張又は市町村長指定区域の拡張	市町村長指定区域の拡張	読み替える字句	読み替える字句							

(新設)

第三十五条の十 法第七十八条の十四第一項に規定する公募指定における法第七十八条の十七の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	法の規定中 読み替える 規定	第七十八条の二二第八項 第七十八条の二二第八項	第七十八条の十四第三 項において準用する第 七十八条の二二第八項	第七十八条の十四第一 項に規定する公募指定 を	第七十八条の十四第一 項に規定する公募指定	第七十八条の二二第八項 第七十八条の二二第八項	第七十八条の二二第八項 第七十八条の二二第八項	第七十八条の二二第八項 第七十八条の二二第八項
第七十八条の 第一項	第七十八条の 第一項	第七十八条の二二第八項	第七十八条の十四第三 項において準用する第 七十八条の二二第八項	第七十八条の十四第一 項に規定する公募指定 を	第七十八条の二二第八項 第七十八条の二二第八項	第七十八条の二二第八項 第七十八条の二二第八項	第七十八条の二二第八項 第七十八条の二二第八項	第七十八条の二二第八項 第七十八条の二二第八項

(新設)

第七十八条								
申請者を除く。)が、第	第七十八条の五第二項	規定による	第五号までを除く。)の	十(第二号から第五号までを除く。)が、第七十八条の二第四項	除く。)が、第七十条の二第二項及び第七十七条の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替える字句	指定の当該公募指定の用する前条
申請者を除く。)が、	第七十八条の五第二項	の規定による	第五号までを除く。)の	十(第二号から第五号までを除く。)が、第七十条の二第二項及び第七十七条の規定による	除く。)が、第七十条の二第二項及び第七十七条の規定による	読み替えられる字句	読み替える字句	定により読み替えて適用する前条

(新設)

第三十五条の六

前項

第一百十五条の十二 第七項において準用する前項

第三十五条の十三 (略)

第三十五条の十四 (略)

第三十五条の十五 (略)

第三十五条の十六 (略)

(指定情報公表センターに関する読み替え)
第三十七条の十二 法第一百十五条の四十二第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第三十五条の七 (略)

第三十五条の八 (略)

第三十五条の九 (略)

第三十五条の十 (略)

(指定情報公表センターに関する読み替え)

第三十七条の十二 法第一百十五条の四十二第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

第三十六条第三項	第一百十五条の四十二	第一項	(略)	(略)
	第一百十五条の三十五	第一項	(略)	(略)
	第一項の報告を行おうとする者	前条第二項の調査を受けようとする者	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

(地域支援事業の額)

第三十七条の十三 法第一百十五条の四十五第三項に規定する政令で定め

(地域支援事業の額)

第三十七条の十三 法第一百十五条の四十四第三項に規定する政令で定め

る額は、各市町村につき、市町村介護保険事業計画（法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）に定める介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の見込量等に基づいて算定した各年度の介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。）に要する費用の予想額（以下この条において「給付見込額」という。）に百分の三（法第一百五十五条の四十五に規定する地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）のうち介護予防等事業（法第一百二十二条の二第一項に規定する介護予防事業をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及び地域支援事業（介護予防事業を除く。）については、それぞれ百分の二）を乗じて得た額とする。

3 第一項の規定にかかわらず、給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額が三百万円に満たない市町村にあっては、地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に係る政令で定める額は、これを三百万円とし、介護予防事業に係る政令で定める額は、給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額とすることができる。

2
(略)

		第六十九条の十 四第一項	(略)
		(略)	(略)
当該市町村又は第百 十五条の四十七第一 項の委託を受けた者 が地域包括支援セン	(略)	(略)	(略)

る額は、各市町村につき、市町村介護保険事業計画（法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）に定める介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の見込量等に基づいて算定した各年度の介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。）に要する費用の予想額（以下この条において「給付見込額」という。）に百分の三（法第一百五十五条の四十五）に規定する地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）のうち介護予防等事業（法第二十二条の二第一項に規定する介護予防事業をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及び地域支援事業（介護予防事業を除く。）については、それぞれ百分の二）を乗じて得た額とする。

る額は、各市町村につき、市町村介護保険事業計画（法第二十四条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）に定める介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の見込量等に基づいて算定した各年度の介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。）に要する費用の予想額（以下この条において「給付見込額」という。）に百分の三（法第一百五十五条の四十四）に規定する地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）のうち介護予防事業（法第二十二条の二第一項に規定する介護予防事業をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及び地域支援事業（介護予防事業を除く。）については、それぞれ百分の二）を乗じて得た額とする。

3 第一項の規定にかかわらず、給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額が三百万円に満たない市町村にあっては、地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に係る政令で定める額は、これを三百万円とし、介護予防事業に係る政令で定める額は、給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額とすることができる。

（地域包括支援センターに関する読み替え）

第三十七条の十四 法第一百十五条の四十六第六項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

3 第一項の規定にかかわらず、給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額が三百万円に満たない市町村にあっては、地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に係る政令で定める額は、これを三百万円とし、介護予防事業に係る政令で定める額は、給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額とすることができる。

（地域包括支援センターに関する読み替え）

第三十七条の十四 法第一百十五条の四十五第六項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

2
(略)

		第六十九条の十 四第一項	(略)
	(略)	(略)	(略)
当該市町村又は第百 十五条の四十六第一 項の委託を受けた者 が地域包括支援セン	(略)	(略)	(略)

第六十九条の十 四第二項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第六十九条の十 四第三項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第六十九条の十 六第六項において準 用する前項	当該市町村が設置し た地域包括支援セン ターについてその名 称若しくは所在地に 変更があるとき、又 は第一百十五条の四十 六第六項において準 用する前項	(略)	(略)	(略)	(略)	地域包括支援センタ ーの設置者（第百十 五条の四十七第一項 の委託を受けた者に 限る。）	(略)	(略)

（地域包括支援センターの職員に対する研修）

第三十七条の十五 地域包括支援センター（法第二百四十六条第一項に規定する地域包括支援センターをいう。以下この項において同じ。）の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、その職員に対し、地域包括支援センターの業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための研修を受けさせなければならない。

（地域包括支援センターの職員に対する研修）

第三十七条の十五 地域包括支援センター（法第百十五条の四十五第一項に規定する地域包括支援センターをいう。以下この項において同じ。）の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、その職員に対し、地域包括支援センターの業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための研修を受けさせなければならない。

(審査請求書の記載事項等)

第四十七条 法第百八十三条第一項の審査請求（法第二十二条第三項の規定による徴収金に関する处分に係る審査請求を除く。）においては、次に掲げる事項を審査請求書に記載し、又は陳述しなければならない。

- 一 原処分の名宛人たる被保険者の氏名、住所、生年月日及び被保険者証の番号
- 二 審査請求人が原処分の名宛人たる被保険者以外の者であるときは、審査請求人の被保険者との関係

(裁決書の記載事項)

第五十条 法第百八十三条第一項の審査請求についての裁決書には、次に掲げる事項（法第二十二条第三項の規定による徴収金に関する处分に係る審査請求にあつては、第二号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

- 一 （略）

- 二 原処分の名宛人たる被保険者の氏名、住所、生年月日及び被保険者証の番号

- 三 審査請求人が原処分の名宛人たる被保険者以外の者であるときは、その氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び被保険者との関係

- 四〇八 （略）

第五十一条の三 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（大都市等の特例）

(審査請求書の記載事項等)

第四十七条 法第百八十三条第一項の審査請求においては、次に掲げる事項を審査請求書に記載し、又は陳述しなければならない。

- 一 原処分の名あて人たる被保険者の氏名、住所、生年月日及び被保険者証の番号
- 二 審査請求人が原処分の名あて人たる被保険者以外の者であるときは、審査請求人の被保険者との関係

(裁決書の記載事項)

第五十条 法第百八十三条第一項の審査請求についての裁決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 （略）

- 二 原処分の名あて人たる被保険者の氏名、住所、生年月日及び被保険者証の番号

- 三 審査請求人が原処分の名あて人たる被保険者以外の者であるときは、その氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び被保険者との関係

- 四〇八 （略）

（新設）

以下「指定都市」という。)において、法第二百三条の二の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令第百七十一条の三十一の四に定めるところによる。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)において、法第二百三条の二の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第百七十四条の四十九の十の二に定めるところによる。

附 則

(平成二十四年度から平成二十六年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第十四条 市町村は、第三十八条第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合(市町村が同項の規定によりこれらと異なる割合を設定するときは、当該割合。以下この項及び次条第一項において同じ。)については、第三十八条第一項の規定にかかるらず、同項の規定により適用されることとなる標準割合を下回る割合(次項及び第五項並びに次条第一項、第二項及び第五項において「特例標準割合」という。)を定めることができる。

2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者(第三十八条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。)、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。)に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定(他の法令において引用する場合を含む。)及び中国残

(新設) 附 則

留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第二十二条第二十一号の規定の適用については、同項第一号ハ又は第二号ロ中「又は第五号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十四条第二項に規定する第一号被保険者」と、同条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項並びに附則第十四条第二項」とする。

3 | 前二項の規定は、平成二十五年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十四年中」と、「平成二十四年度」とあるのは「平成二十五年度」と、前項中「附則第十四条第二項」とあるのは「附則第十四条第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

4 | 第一項及び第二項の規定は、平成二十六年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十五年中」と、「平成二十四年度」とあるのは「平成二十六年度」と、第二項中「附則第十四条第二項」とあるのは「附則第十四条第四項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

5 | 市町村は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により、特例標準割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようとするものとする。

第十五条 市町村は、第三十八条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合については、同項の規定にかかわ

（新設）

（新設）

（新設）

らず、特例標準割合を定めることができる。

2 | 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要

保護者であつて、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十八条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができる。（この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第二十二条第二十一号の規定の適用については、同項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第五号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十五条第二項に規定する第一号被保険者」と、同条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項並びに附則第十五回第二項」とする。

3 | 前二項の規定は、平成二十五年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十四年中」と、「平成二十四年度」とあるのは「平成二十五年度」と、前項中「附則第十五条第二項」とあるのは「附則第十五条第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

4 | 第一項及び第二項の規定は、平成二十六年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十五年中」と、「平成二十四年度」とあるのは「平成二十六年度」と、第二項中「附則第十五条第二項」とあるのは「附則第十五条第四項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

5

市町村は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により、特例標準割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。

第十六条 市町村は、第三十九条第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる割合を下回る割合（次項及び第五項並びに次条第一項、第二項及び第五項において「特例割合」という。）を定めることができる。

2 | 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十九条第一項第一号イ（①に係る部分を除く。）、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二十一号の規定の適用については、同項第一号ハ又は第二号ロ中「又は第六号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十六条第二項に規定する第一号被保險者」と、同条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「、第三十九条第一項並びに附則第十六条第二項」とする。

3 | 前二項の規定は、平成二十五年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十四年中」と、「平成二十四年度」とあるの

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

は「平成二十五年度」と、前項中「附則第十六条第二項」とあるのは「附則第十六条第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、平成二十六年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十五年中」と、「平成二十四年度」とあるのは「平成二十六年度」と、第二項中「附則第十六条第二項」とあるのは「附則第十六条第四項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

5 市町村は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により、特例割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようとするものとする。

第十七条 市町村は、第三十九条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず、特例割合を定めることができる。

2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十九条第一項第一号イ（①に係る部分を除く。）、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二十一号の規定の適用については、同項第一号ハ、第二号ロ

（新設）

（新設）

（新設）

又は第三号口中「又は第六号口に該当する者」とあるのは「若しくは第六号口に該当する者又は附則第十七条第二項に規定する第一号被保険者」と、同条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「、第三十九条第一項並びに附則第十七条第二項」とする。

3 | 前二項の規定は、平成二十五年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十四年中」と、「平成二十四年度」とあるのは「平成二十五年度」と、前項中「附則第十七条第二項」とあるのは「附則第十七条第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

4 | 第一項及び第二項の規定は、平成二十六年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十五年中」と、「平成二十四年度」とあるのは「平成二十六年度」と、第二項中「附則第十七条第二項」とあるのは「附則第十七条第四項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

5 | 市町村は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により、特例割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。

(新設)

(新設)

○ 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国の地域支援事業に要する費用に対する交付金の額）	（国の地域支援事業に要する費用に対する交付金の額）
第一条の三 法第百二十二条の二第一項の規定により、毎年度国が市町村に對して交付する額は、各市町村に對して、当該年度における同項に規定する介護予防等事業（以下「介護予防等事業」という。）に要する費用の額の百分の二十五に相當する額とする。	第一条の三 法第百二十二条の二第一項の規定により、毎年度国が市町村に對して交付する額は、各市町村に對して、当該年度における同項に規定する介護予防事業（以下「介護予防事業」という。）に要する費用の額の百分の二十五に相当する額とする。
2 法第百二十二条の二第二項の規定により、毎年度国が市町村に對して交付する額は、各市町村に對して、当該年度における同項に規定する特定地域支援事業支援額（以下「特定地域支援事業支援額」という。）の百分の五十に相當する額とする。	2 法第百二十二条の二第二項の規定により、毎年度国が市町村に對して交付する額は、各市町村に對して、当該年度における同項に規定する包括的支援事業等支援額（以下「包括的支援事業等支援額」という。）の百分の五十に相当する額とする。
（都道府県の介護給付費等に対する負担金等の額）	（都道府県の介護給付費等に対する負担金等の額）
第二条 （略）	第二条 （略）
3 法第百二十三条第三項の規定により、毎年度都道府県が市町村に對して交付する額は、各市町村に對して、当該年度における介護予防等事業に要する費用の額の百分の十二・五に相當する額とする。	3 法第百二十三条第三項の規定により、毎年度都道府県が市町村に對して交付する額は、各市町村に對して、当該年度における介護予防事業に要する費用の額の百分の十二・五に相當する額とする。
4 法第百二十三条第四項の規定により、毎年度都道府県が市町村に對して交付する額は、各市町村に對して、当該年度における特定地域支援事業支援額の百分の二十五に相当する額とする。	4 法第百二十三条第四項の規定により、毎年度都道府県が市町村に對して交付する額は、各市町村に對して、当該年度における包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額とする。
（市町村の一般会計における介護給付費等に対する負担金の額）	（市町村の一般会計における介護給付費等に対する負担金の額）

		2 (略)
3 法第百二十四条第三項の規定により、毎年度市町村が一般会計において負担する額は、当該市町村につき、当該年度における介護予防等事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額とする。		3 法第百二十四条第三項の規定により、毎年度市町村が一般会計において負担する額は、当該市町村につき、当該年度における介護予防等事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額とする。
4 法第百二十四条第四項の規定により、毎年度市町村が一般会計において負担する額は、当該市町村につき、当該年度における特定地域支援事業支援額の百分の二十五に相当する額とする。		4 法第百二十四条第四項の規定により、毎年度市町村が一般会計において負担する額は、当該市町村につき、当該年度における包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額とする。
(平成二十四年度から平成二十六年度までの第二号被保険者負担率)		(平成二十一年度から平成二十三年度までの第二号被保険者負担率)
第五条 平成二十四年度から平成二十六年度までの法第百二十五条第二項に規定する第二号被保険者負担率は、百分の二十九とする。		第五条 平成二十一年度から平成二十三年度までの法第百二十五条第二項に規定する第二号被保険者負担率は、百分の三十とする。
(地域支援事業支援交付金の額)		(地域支援事業支援交付金の額)
第五条の二 法第百二十六条第一項の規定により、毎年度支払基金が市町村に対して交付する地域支援事業支援交付金の額は、各市町村につき、当該年度における介護予防等事業に要する費用の額に法第百二十五条第二項に規定する第二号被保険者負担率を乗じて得た額とする。		第五条の二 法第百二十六条第一項の規定により、毎年度支払基金が市町村に対して交付する地域支援事業支援交付金の額は、各市町村につき、当該年度における介護予防等事業に要する費用の額に法第百二十五条第二項に規定する第二号被保険者負担率を乗じて得た額とする。
(財政安定化基金による交付事業)		(財政安定化基金による交付事業)
第六条 (略)		第六条 (略)
2・3 (略)		2・3 (略)
4 (略)		4 (略)
一 計画期間の各年度における介護給付及び予防給付に要する費用の額（法第百二十二条第二項に規定する市町村に係る当該介護給付及び予防給付に要する費用については、当該市町村につき第一条第二項の規定の例により算定した費用の額とする。以下「標準給付費額		一 計画期間の各年度における介護給付及び予防給付に要する費用の額（法第百二十二条第二項に規定する市町村に係る当該介護給付及び予防給付に要する費用については、当該市町村につき第一条第二項の規定の例により算定した費用の額とする。以下「標準給付費額

」という。）、地域支援事業（法第百十五条の四十五に規定する地域支援事業をいう。以下同じ。）に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金（法第百四十七条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。）の償還に要する費用の額の合算額の見込額の総額から、計画期間の各年度における令第三十八条第三項第二号に掲げる額のうち標準給付費額及び地域支援事業に要する費用の額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の見込額の総額を控除して得た額

5 二　（略）

附則

（法附則第十条第一項の取り崩すことができる額）

第三条 法附則第十条第一項の規定により都道府県が取り崩すことができるべき財政安定化基金の額は、平成二十三年度の末日における財政安定化基金の残高から、平成二十四年度から平成二十六年度までの間ににおける財政安定化基金に係る基金事業交付金の見込額及び基金事業貸付金の見込額の合計額を控除して得た額を限度とする。

」という。）、地域支援事業（法第百十五条の四十四に規定する地域支援事業をいう。以下同じ。）に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金（法第百四十七条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。）の償還に要する費用の額の合算額の見込額の総額から、計画期間の各年度における令第三十八条第三項第二号に掲げる額のうち標準給付費額及び地域支援事業に要する費用の額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の見込額の総額を控除して得た額

5 二　（略）

（新設）

○老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（老人居宅介護等事業の対象者）

第一条 老人福祉法（以下「法」という。）第五条の二第二項の政令で定める者は、次とのおりとする。

一 法第十条の四第一項第一号の措置に係る者

二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費、定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者

三 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定による居宅介護（介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護、同条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び同条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護に限る。）又は介護予防（同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

（老人デイサービス事業の対象者）

第二条 法第五条の二第三項の政令で定める者は、次とのおりとする。

一・二 （略）

三 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法第八条第七項に規

現 行

（老人居宅介護等事業の対象者）

第一条 老人福祉法（以下「法」という。）第五条の二第二項の政令で定める者は、次とのおりとする。

一 法第十条の四第一項第一号の措置に係る者

二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費、夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者

三 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定による居宅介護（介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護及び同条第十五項に規定する夜間対応型訪問介護に限る。）又は介護予防（同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

（老人デイサービス事業の対象者）

第二条 法第五条の二第三項の政令で定める者は、次とのおりとする。

一・二 （略）

三 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法第八条第七項に規

定する通所介護及び同条第十七項に規定する認知症対応型通所介護に限る。）又は介護予防（同法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型通所介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

（小規模多機能型居宅介護事業の対象者）

第三条の二 （略）

一・二 （略）

三 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護に限る。）又は介護予防（同法第八条の二第十六項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

（認知症対応型老人共同生活援助事業の対象者）

第四条 （略）

一・二 （略）

三 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法第八条第十九項に規定する認知症対応型共同生活介護に限る。）又は介護予防（同法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

（複合型サービス福祉事業の対象者）

第四条の二 法第五条の二第七項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一 法第十条の四第一項第六号の措置に係る者

二 介護保険法の規定による複合型サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応

定する通所介護及び同条第十六項に規定する認知症対応型通所介護に限る。）又は介護予防（同法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型通所介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

（小規模多機能型居宅介護事業の対象者）

第三条の二 （略）

一・二 （略）

三 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法第八条第十七項に規定する小規模多機能型居宅介護に限る。）又は介護予防（同法第八条の二第十六項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

（認知症対応型老人共同生活援助事業の対象者）

第四条 （略）

一・二 （略）

三 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法第八条第十八項に規定する認知症対応型共同生活介護に限る。）又は介護予防（同法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

（新設）

型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を含むものに限る。次条第六項において同じ。）に係る地域密着型介護サービス費又は特例地域密着型介護サービス費の支給に係る者

三 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法第八条第二十二項に規定する複合型サービスに限る。）に係る介護扶助に係る者

（居宅における便宜の供与等に関する措置の基準）

第五条 法第十条の四第一項第一号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス若しくは介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（同号に規定する厚生労働省令で定める部分に限る。）、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用する事が著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二条第四項に規定する養護者による高齢者虐待をいう。以下この条において同じ。）を受け、当該養護者による高齢者虐待をうから保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るために支援が必要とすると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るために支援を必要とすると認められる場合において、居宅において日常生活を営むことができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第二項の厚生労働省令で定めの状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該便宜を供与することを委託して行うものととを委託して行うものとする。

（居宅における便宜の供与等に関する措置の基準）

第五条 法第十条の四第一項第一号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス若しくは介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二条第四項に規定する養護者による高齢者虐待をいう。以下この条において同じ。）を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るために支援を必要とすると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るために支援を必要とすると認められる場合において、居宅において日常生活を営むことができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第二項の厚生労働省令で定めの便宜を供与し、又は当該便宜を供与することを委託して行うものとする。

法第十条の四第一項第五号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るために支援を必要とすると認められる場合において、共同生活を営むことによりその生活の改善、認知症（同法第五条の二）に規定する認知症をいう。）の軽減等を図ることができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第六項に規定する援助を行い、又は当該援助を行うことを委託して行うものとする。

法第十条の四第一項第六号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する複合型サービス（同号に規定する訪問介護等に係る部分に限る。）を利用することができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第六項に規定する援助を行い、又は当該援助を行うことを委託して行うものとする。

（新設）

法第十条の四第一項第五号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るために支援を必要とすると認められる場合において、共同生活を営むことによりその生活の改善、認知症（同法第八条第十六項）に規定する認知症をいう。）の軽減等を図ることができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第六項に規定する援助を行い、又は当該援助を行うことを委託して行うものとする。

応じて適切な法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該サービスを供与することを委託して行うものとする。

(特別養護老人ホームの入所者)

第十条 (略)

一・二 (略)
三 生活保護法の規定による施設介護(介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び同条第二二十六項に規定する介護福祉施設サービスに限る。)に係る介護扶助に係る者

(特別養護老人ホームの入所者)

第十条 (略)

一・二 (略)
三 生活保護法の規定による施設介護(介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び同条第二十四項に規定する介護福祉施設サービスに限る。)に係る介護扶助に係る者

○ 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）（第四条関係）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>（社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業）</p> <p>第四条　（略）</p> <p>一　（略）</p> <p>二　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十三項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業又は同条第十八項に規定する介護予防支援事業</p> <p>三　介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設を経営する事業</p> <p>四　（略）</p>	<p>（社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業）</p> <p>第四条　（略）</p> <p>一　（略）</p> <p>二　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業又は同条第十八項に規定する介護予防支援事業</p> <p>三　介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設を経営する事業</p> <p>四　（略）</p>

○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百一号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

の規定）

第一条 社会福祉士に係る社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十九号）、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）、介護保険法（平成九年法律第七十三号）、障害者自立支援法（平成十七年法律第一百二十三号）、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号）の規定とする。

2 介護福祉士に係る法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、前項に規定するもののほか、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、薬事法（昭和三十五年法律第二百五号）の規定とする。

（新設）

（法第三条第二号の政令で定める社会福祉に関する法律の規定）

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める社会福祉に関する法律の規定は、児童福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第一百二十三号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第一百六十四号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十三号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第一百三十三号）、特別児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第一百三十三号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第一百二十四号）、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）、介護保険法（平成九年法律第七十三号）、障害者自立支援法（平成十七年法律第一百二十三号）、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号）の規定とする。

介護福祉士に係る法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、前項に規定するもののほか、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、薬事法（昭和三十五年法律第二百五号）の規定とする。

百四十五号) 及び薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)の規定とする。

(法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第十四条の二 法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、薬事法、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者自立支援法、平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定とする。

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、昭和六十二年十二月二十日から施行する。

(介護福祉士試験の受験資格の特例に係る高等学校又は中等教育学校の指定)

第二条 (略)

(法附則第四条第三項第三号及び第七条第一号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第三条 法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯

(新設)

附 則
(施行期日)

1 | この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、昭和六十二年十二月二十日から施行する。

(介護福祉士試験の受験資格の特例に係る高等学校又は中等教育学校の指定)

2 | (略)

(新設)

			科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、薬事法、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者自立支援法、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定とする。
		(認定特定行為業務従事者認定証の返納)	
第四条	法附則第四条第四項の規定により同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証（以下「認定特定行為業務従事者認定証」という。）の返納を命ぜられた法附則第三条第一項に規定する認定特定行為業務従事者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）は、遅滞なく、返納を命じた都道府県知事にこれを返納しなければならない。		
3	都道府県知事は、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、法附則第四条第四項の規定により当該認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることが適当と認めるときは、理由を付して、当該他の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。		

(新設)

(委託することのできない事務)

第五条 法附則第五条第一項の政令で定める事務は、次に掲げる事務と

する。

一 法附則第四条第二項の規定による認定の事務

二 法附則第四条第三項の規定による認定特定行為業務従事者認定証の交付の拒否に係る事務

(登録研修機関の登録の有効期間)

第六条 法附則第九条第一項の政令で定める期間は、五年とする。

(準用)

第七条 第十四条の二の規定は、法附則第二十条第一項の登録について準用する。

(新設)

○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第八十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）

第一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第十二条第一項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

附則第二条中「附則第二条第一項」を「附則第九条第一項」に、第三十九条第一号から第三号まで「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

附則第二項中「附則第二条第一項」を「附則第十五条第一項」に、第三十九条第一号から第三号まで「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

附則第三条（見出しを含む。）中「附則第四条第三項第三号及び第七条第二号」を「附則第十二条第三項第三号及び第十四条第二号」に改める。

附則第四条第一項中「附則第四条第四項」を「附則第十一条第四項」に、「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「附則第四条第四項」を「附則第十一条第四項」に改める。

附則第五条中「附則第五条第一項」を「附則第十二条第一項」に改め、同条第一号中「附則第四条第二項」を「附則第十一条第二項」に改め、同条第二号中「附則第四条第三項」を「附則第十一条第三項」に改める。

現 行

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）

第一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第十二条第一項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

附則第二項中「附則第二条第一項」を「附則第十五条第一項」に、第三十九条第一号から第三号まで「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

附則第二項中「附則第二条第一項」を「附則第十五条第一項」に、第三十九条第一号から第三号まで「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

附則第六条中「附則第九条第一項」を「附則第十六条第一項」に改める。

附則第七条中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改める。

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（老人福祉に関する事務）</p> <p>第一百七十四条の三十一の二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する老人福祉に関する事務は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）及び老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）並びに地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下この条及び第一百七十四条の四十九の十において「介護施設整備法」という。）第七条の規定により、都道府県が処理することとされている事務（老人福祉法第六条の二第一項及び第二項の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第七条の規定による社会福祉主事の設置、指定都市が行う同法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業（以下この条及び第一百七十四条の四十九の十において「老人居宅生活支援事業」という。）又は指定都市が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターに係る同法第十八条（第二項を除く。）及び第十八条の二の規定による質問等、指定都市が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに係る同法第十八条（第一項を除く。）及び第十九条の規定による質問等、同法第二十条の八の規定による市町村老人福祉計画に関する意見等、同法第二十条の九の規定による都道府県老人福祉計画の作成等並びに同法第二十条の十第一項の規定による市町村に対する助言に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令並びに</p>	<p>（老人福祉に関する事務）</p> <p>第一百七十四条の三十一の二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する老人福祉に関する事務は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）及び老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）並びに地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下この条及び第一百七十四条の四十九の十において「介護施設整備法」という。）第七条の規定により、都道府県が処理することとされている事務（老人福祉法第六条の二第一項及び第二項の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第七条の規定による社会福祉主事の設置、指定都市が行う同法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業（以下この条及び第一百七十四条の四十九の十において「老人居宅生活支援事業」という。）又は指定都市が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターに係る同法第十八条（第二項を除く。）及び第十八条の二の規定による質問等、指定都市が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに係る同法第十八条（第一項を除く。）及び第十九条の規定による質問等、同法第二十条の八の規定による市町村老人福祉計画に関する意見等、同法第二十条の九の規定による都道府県老人福祉計画の作成等、同法第二十条の十第一項の規定による市町村に対する助言並びに同法第二十九条の規定による有料老人ホームに係る質問等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項</p>

介護施設整備法第七条中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2～4 （略）

（介護保険に関する事務）

第一百七十四条の三十一の四 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する介護保険に関する事務は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節までの規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第七十五条の二第一項、第八十二条の二第一項、第八十九条の二第一項、第九十九条の二第一項及び第一百五十五条の六第一項の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節までの規定中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、介護保険法第七十条第八項及び第一百五十五条の三十五第六項の規定は、適用しない。

（新設）

3 第一項の場合においては、介護保険法第七十条第一項中「（二）」とあるのは「（二）」とを行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第七項中「都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス（当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。）

において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令並びに介護施設整備法第七条中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2～4 （略）

（新設）

に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画」とあるのは「当該指定都市が定める市町村介護保険事業計画」と、「必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない」とあるのは「、当該指定都市の区域に所在する事業所が行う居宅サービス（訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、厚生労働省令で定める基準に従つて、第四十二条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たつて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するため必要と認める条件を付することができる」と、同項第一号中「居宅サービス（この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。）」とあるのは「居宅サービス」と、同法第七十八条及び第九十三条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第九十四条第一項中「受けなければならない」とあるのは「受けなければならない」。この場合において、指定都市の市長は、許可をしようとするときは、あらかじめ都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第一百四条の二及び第一百十五条の十中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第一百十五条の三十三第二項中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と、同条第三項中「指定に」とあるのは「指定又は許可に」と、同法第一百十五条の三十五第五項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同条第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、

「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、「指定の」とあるのは「指定又は許可の」と読み替えるものとする。

(老人福祉に関する事務)

第一百七十四条の四十九の十 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する老人福祉に関する事務は、老人福祉法及び老人福祉法施行令並びに介護施設整備法第七条の規定により、都道府県が処理することとされている事務（老人福祉法第六条の二第一項及び第二項の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第七条の規定による社会福祉主事の設置、中核市が行う老人居宅生活支援事業又は中核市が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターに係る同法第十八条（第二項を除く。）及び第十八条の二の規定による質問等、中核市が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに係る同法第十八条（第一項を除く。）及び第十九条の規定による質問等、同法第二十条の八の規定による市町村老人福祉計画に関する意見等、同法第二十条の九の規定による都道府県老人福祉計画の作成等並びに同法第二十条の十第一項の規定による市町村に対する助言に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第一百七十四条の三十一の二第二項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令並びに介護施設整備法第七条中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2・3 (略)

(介護保険に関する事務)

第一百七十四条の四十九の十一の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項

(老人福祉に関する事務)

第一百七十四条の四十九の十 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する老人福祉に関する事務は、老人福祉法及び老人福祉法施行令並びに介護施設整備法第七条の規定により、都道府県が処理することとされている事務（老人福祉法第六条の二第一項及び第二項の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第七条の規定による社会福祉主事の設置、中核市が行う老人居宅生活支援事業又は中核市が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターに係る同法第十八条（第二項を除く。）及び第十八条の二の規定による質問等、中核市が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに係る同法第十八条（第一項を除く。）及び第十九条の規定による質問等、同法第二十条の八の規定による市町村老人福祉計画に関する意見等、同法第二十条の九の規定による都道府県老人福祉計画の作成等、同法第二十条の十第一項の規定による市町村に対する助言並びに同法第二十九条の規定による有料老人ホームに係る質問等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第一百七十四条の三十一の二第二項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令並びに介護施設整備法第七条中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2・3 (略)

(新設)

一項の規定により、中核市が処理する介護保険に関する事務は、介護保険法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節までの規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第七十五条の二第一項、第八十二条の二第一項、第八十九条の二第一項、第九十九条の二第一項及び第一百十五条の六第一項の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節までの規定中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2 | 前項の場合においては、介護保険法第七十条第一項中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第七項中「都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス（当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画」とあるのは「当該中核市が定める市町村介護保険事業計画」と、「必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない」とあるのは「、当該中核市の区域に所在する事業所が行う居宅サービス（訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、厚生労働省令で定める基準に従つて、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たつて、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保す

（新設）

るために必要と認める条件を付することができます」と、同項第一号中「居宅サービス（この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。）」とあるのは「居宅サービス」と、同法第七十八条及び第九十三条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第九十四条第一項中「受けなければならない」とあるのは「受けなければならない。この場合において、中核市の市長は、許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第一百四条の二及び第一百十五条の十中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第一百十五条の三十三第二項中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と、同条第三項中「指定に」とあるのは「指定又は許可に」と、同法第一百十五条の三十五第五項中「指定地城密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同条第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同法第一百七十九条第一項中「指定又は許可の」と読み替えるものとする。

3 第百七十四条の三十一の四第二項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第一百七十四条の四十九の十一の二第一項」と読み替えるものとする。

（新設）

○ 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第七十三条の四第一項第四号の九の政令で定める者） 第三十六条の十二 法第七十三条の四第一項第四号の九に規定する政令で定める者は、社会福祉法人以外の者で介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百十五条の四十七第一項の規定による市町村からの委託を受けたものとする。	（法第七十三条の四第一項第四号の九の政令で定める者） 第三十六条の十二 法第七十三条の四第一項第四号の九に規定する政令で定める者は、社会福祉法人以外の者で介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百十五条の四十六第一項の規定による市町村からの委託を受けたものとする。
（法第七十三条の四第一項第五号の不動産） 第三十七条 法第七十三条の四第一項第五号に規定する日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、医療施設、介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設、救護員養成施設若しくは救護用物品貯蔵施設又は採血、血液製剤の製造その他の血液事業の用に供する施設の用に供する不動産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。	（法第七十三条の四第一項第五号の不動産） 第三十七条 法第七十三条の四第一項第五号に規定する日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、医療施設、介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設、救護員養成施設若しくは救護用物品貯蔵施設又は採血、血液製剤の製造その他の血液事業の用に供する施設の用に供する不動産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。
（法第三百四十八条第二項第十号の五の政令で定める者） 第四十九条の十四 法第三百四十八条第二項第十号の五に規定する政令で定める者は、社会福祉法人以外の者で介護保険法第一百十五条の四十七第一項の規定による市町村からの委託を受けたものとする。	（法第三百四十八条第二項第十号の五の政令で定める者） 第四十九条の十四 法第三百四十八条第二項第十号の五に規定する政令で定める者は、社会福祉法人以外の者で介護保険法第一百十五条の四十六第一項の規定による市町村からの委託を受けたものとする。

(法第三百四十八条第二項第十一号の固定資産)

第五十条 法第三百四十八条第二項第十一号に規定する日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、事務所、医療施設、介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設、救護員養成施設若しくは救護用物品貯蔵施設又は採血、血液製剤の製造その他の血液事業の用に供する施設の用に供する固定資産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

(法第七百一条の三十四第三項第九号の介護老人保健施設等)

第五十六条の二十六 法第七百一条の三十四第三項第九号に規定する介護老人保健施設で政令で定めるものは、介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設のうち医療法人が開設するものとする。

2
(略)

(法第三百四十八条第二項第十一号の固定資産)

第五十条 法第三百四十八条第二項第十一号に規定する日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、事務所、医療施設、介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設、救護員養成施設若しくは救護用物品貯蔵施設又は採血、血液製剤の製造その他の血液事業の用に供する施設の用に供する固定資産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

(法第七百一条の三十四第三項第九号の介護老人保健施設等)

第五十六条の二十六 法第七百一条の三十四第三項第九号に規定する介護老人保健施設で政令で定めるものは、介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設のうち医療法人が開設するものとする。

2
(略)

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百六十八号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（自衛官等が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）

第十七条の七　自衛官、自衛官候補生、学生若しくは生徒が退職し又は訓練招集等に応じている予備自衛官等が訓練招集等の期間を終了し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合において、その者が退職し又は訓練招集等の期間を終了した際に療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。）、特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。）、地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに係るものに限る。）、特例地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。）、特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に

現 行

（自衛官等が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）

第十七条の七　自衛官、自衛官候補生、学生若しくは生徒が退職し又は訓練招集等に応じている予備自衛官等が訓練招集等の期間を終了し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合において、その者が退職し又は訓練招集等の期間を終了した際に療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。）、特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに係るものに限る。）、特例地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。）、特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に

ス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第二十五項に規定する施設サービスに係るものに限る。）、介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。）の支給を受けているときは、当該疾病又は負傷及びこれらにより生じた疾病について継続して療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を行うものとする。

2・3 (略)

2・3 (略)

○ 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特別養護老人ホーム等に準ずる施設又は事業）</p> <p>第一条の二 法第二条第三項第三号の政令で定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。</p> <p>一（略）</p> <p>五 老人福祉法第十四条の規定による届出がなされた複合型サービスの福祉事業であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの</p>	<p>（特別養護老人ホーム等に準ずる施設又は事業）</p> <p>第一条の二 法第二条第三項第三号の政令で定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。</p> <p>一（略）</p> <p>（新設）</p>

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百号）（第十一條関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表第一（第一条、第二条の四関係）

四 イヽハ 二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
---	-----	-----	-----	-----	-----	-----

現 行

別表第一（第一条、第二条の四関係）

四 イヽハ 二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
---	-----	-----	-----	-----	-----	-----

○ 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（第十一條関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）

第四条（略）

一〇十三（略）

十四 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十二項に規定する福祉ホーム

十五〇二十三（略）

現 行

（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）

第四条（略）

一〇十三（略）

十四 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十二項に規定する福祉ホーム

十五〇二十三（略）

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）

（第十一條関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	<p>（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条に規定する医業（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この条において「病院等」という。）、同法第二条第一項に規定する助産所（以下この条において「助産所」という。）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設（以下この条において「介護老人保健施設」という。）又は医療を受ける者の居宅（以下この条において「居宅」という。）において行われるものに限る。）</p> <p>二〇八 （略）</p>	<p>（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条に規定する医業（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この条において「病院等」という。）、同法第二条第一項に規定する助産所（以下この条において「助産所」という。）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設（以下この条において「介護老人保健施設」という。）又は医療を受ける者の居宅（以下この条において「居宅」という。）において行われるものに限る。）</p> <p>二〇八 （略）</p>
2	<p>（略）</p>	

○ 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（第十一條関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（対策計画を作成すべき施設又は事業）

第三条（略）

一〇十三（略）

十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十二項に規定する福祉ホーム

現 行

（対策計画を作成すべき施設又は事業）

第三条（略）

一〇十三（略）

十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十二項に規定する福祉ホーム

十五（二十四）（略）

十五（二十四）（略）

○ 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（第十一條関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第四条 （略）	（公共的な施設の範囲）	（公共的な施設の範囲）
一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設	二 （略）	一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設

○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）（第十一
条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（対策計画を作成すべき施設又は事業）	（対策計画を作成すべき施設又は事業）
第三条　（略）	第三条　（略）	第三条　（略）
一～十三　（略）	一～十三　（略）	一～十三　（略）
十四　授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第七 条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害 者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定 する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律 第二百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法 (昭和三十一年法律第二百十八号) 第三十六条に規定する婦人保護施 設、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第五条の三に規 定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホ ーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項 に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法（平成十七年法 律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（ 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に 限る。）の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害者支援施 設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター若しくは同条 第二十二項に規定する福祉ホーム	十四　授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第七 条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害 者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定 する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律 第二百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法 (昭和三十一年法律第二百十八号) 第三十六条に規定する婦人保護施 設、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第五条の三に規 定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホ ーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十五項 に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法（平成十七年法 律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（ 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に 限る。）の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害者支援施 設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター若しくは同条 第二十二項に規定する福祉ホーム	（傍線の部分は改正部分）
十五～二十四　（略）	十五～二十四　（略）	十五～二十四　（略）

○ 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百一十四号）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	
2	附 則 第十五条 (略) 一〇四 (略)	現 行	五 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設を開設する医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者
2	附 則 第十五条 (略) 一〇四 (略)	現 行	五 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設を開設する医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者

○ 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		（居宅サービスの範囲等）	（居宅サービスの範囲等）
第十四条の二	（略）	（略）	（略）
3 2	（略）	（略）	（略）
1	（略）	（略）	（略）
二 介護保険法の規定に基づく地域密着型介護サービス費の支給に係る同法第八条第十六項から第二十一項までに規定する夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（次号及び第十二号において「夜間対応型訪問介護等」という。）	二 介護保険法の規定に基づく地域密着型介護サービス費の支給に係る同法第八条第十五項から第二十項までに規定する夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（次号及び第十二号において「夜間対応型訪問介護等」という。）	二 介護保険法の規定に基づく地域密着型介護サービス費の支給に係る同法第八条第十五項から第二十項までに規定する夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（次号及び第十二号において「夜間対応型訪問介護等」という。）	二 介護保険法の規定に基づく地域密着型介護サービス費の支給に係る同法第八条第十五項から第二十項までに規定する夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（次号及び第十二号において「夜間対応型訪問介護等」という。）
（社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲）	（社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲）	（社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲）	（社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲）
第十四条の三	（略）	（略）	（略）
1 ～ 4	（略）	（略）	（略）
五 介護保険法第一百十五条の四十六第一項（地域包括支援センター）に規定する包括的支援事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第三項第四号（定義）に規定する老人介護支援センターを経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに限る。）	五 介護保険法第一百十五条の四十五第一項（地域包括支援センター）に規定する包括的支援事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第三項第四号（定義）に規定する老人介護支援センターを経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに限る。）	五 介護保険法第一百十五条の四十五第一項（地域包括支援センター）に規定する包括的支援事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第三項第四号（定義）に規定する老人介護支援センターを経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに限る。）	五 介護保険法第一百十五条の四十五第一項（地域包括支援センター）に規定する包括的支援事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第三項第四号（定義）に規定する老人介護支援センターを経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに限る。）
六	（略）	（略）	（略）

○ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（第

十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
目次		
第一章・第二章 (略)	第一章・第二章 (略)	第一章・第二章 (略)
第三章 保険給付	第三章 保険給付	第三章 保険給付
第一節 (略)	第一節 (略)	第一節 (略)
第二節 指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定 (第十一条の二―第十二条の十一)	第二節 指定市町村事務受託法人の指定 (第十一条の二―第十二条の六)	第二節 指定市町村事務受託法人の指定 (第十一条の二―第十二条の六)
第三節 認定 (第十一条の十二―第十四条)	第三節 認定 (第十一条の七―第十四条)	第三節 認定 (第十一条の七―第十四条)
第四節 第六節 (略)	第四節 第六節 (略)	第四節 第六節 (略)
第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設	第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設	第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設
第一節 通則 (第三十五条の二―第三十五条の九)	第一節 通則 (第三十五条の二―第三十五条の八)	第一節 通則 (第三十五条の二―第三十五条の八)
第二節 介護支援専門員 (第三十五条の十・第三十五条の十一)	第二節 介護支援専門員 (第三十五条の九・第三十五条の十)	第二節 介護支援専門員 (第三十五条の九・第三十五条の十)
第三節・第四節 (略)	第三節・第四節 (略)	第三節・第四節 (略)
第五章・第七章 (略)	第五章・第七章 (略)	第五章・第七章 (略)
第八章 雜則 (第五十一条の一・第五十一条の三)	第八章 雜則 (第五十一条の二)	第八章 雜則 (第五十一条の二)
第九章 (略)	第九章 (略)	第九章 (略)
附則	附則	附則
(特別会計の勘定)		
第一条 介護保険法（以下「法」という。）第一百十五条の四十八に規定する事業として指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指		
(特別会計の勘定)		
第一条 介護保険法（以下「法」という。）第一百十五条の四十七に規定する事業として指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指		

定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）及び指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業並びに介護保険施設の運営を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、介護保険に関する特別会計を保険事業勘定及び介護サービス事業勘定に区分しなければならない。

第二節 指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定

（指定市町村事務受託法人の指定）

第十一条の二 法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人（以下「指定市町村事務受託法人」という。）の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事務（以下「市町村事務」という。）を受託しようとする者の申請により、市町村事務を行いう事務所（以下「市町村事務受託事務所」という。）ごとに行う。

2 (略)

- 一 当該申請に係る市町村事務受託事務所の介護支援専門員の人員が、厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき（法第二十四条の二第一項第二号の事務を受託しようとする場合に限る。）。
- 二 申請者が、厚生労働省令で定める市町村事務の運営に関する基準に

定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）及び指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業並びに介護保険施設の運営を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、介護保険に関する特別会計を保険事業勘定及び介護サービス事業勘定に区分しなければならない。

第二節 指定市町村事務受託法人の指定

（指定市町村事務受託法人の指定）

第十一条の二 法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人（以下「指定市町村事務受託法人」という。）の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事務（以下「受託事務」という。）を受託しようとする者の申請により、受託事務を行いう事務所（以下この節において「事務所」という。）ごとに行う。

2 (略)

- 一 当該申請に係る事務所の介護支援専門員の人員が、厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき（法第二十四条の二第一項第二号の事務を受託しようとする場合に限る。）。
- 二 申請者が、厚生労働省令で定める受託事務の運営に関する基準に

に従つて適正な市町村事務の運営をすることができないと認められるとき。

三 申請者が、居宅サービス等（法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。第七号、第十二条の五第九号、第十二条の七第二項第二号及び第六号並びに第十二条の十第八号において同じ。）を提供しているとき。ただし、厚生労働省令で定める特別の事情があると都道府県知事が認めたときは、この限りではない。

四 （略）

五 申請者が、第十二条の五第一項又は第十二条の十の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

六 申請者が、第十二条の五第一項の規定による指定の取消しの处分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第一項の規定による市町村事務の廃止の届出をした者（当該市町村事務の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等又は市町村事務若しくは都道府県事務（法第二十四条の三第一項各号に掲げる事務をいう。以下同じ。）に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

八 申請者の役員等（法第七十条第二項第六号に規定する役員等をいう。以下同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 （略）

従つて適正な受託事務の運営をすることができないと認められるとき。

三 申請者が、居宅サービス等（法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。第七号及び第十二条の五第九号において同じ。）を提供しているとき。ただし、厚生労働省令で定める特別の事情があると都道府県知事が認めたときは、この限りではない。

四 （略）

五 申請者が、第十二条の五第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

六 申請者が、第十二条の五第一項の規定による指定の取消しの处分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第一項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等又は受託事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

八 申請者の役員等（法第七十条第二項第六号に規定する役員等をいう。）のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けすることがなくなるまでの者

四 （略）

ハ 第十一条の五第一項又は第十一条の十の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
二 第六号に規定する期間内に次条第一項の規定による市町村事務の廃止の届出をした法人（当該市町村事務の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等があつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

（指定市町村事務受託法人の名称等の変更の届出等）

第十一條の三 指定市町村事務受託法人は、当該指定に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該市町村事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 （略）

（変更の届出等）

第十一條の三 指定市町村事務受託法人は、当該指定に係る事務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該受託事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするとときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 （略）

（報告）

第十一條の四 都道府県知事は、市町村事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定市町村事務受託法人に対し、報告を求めることができる。

（指定市町村事務受託法人の指定の取消し等）

第十一條の五 （略）

一・二 （略）

三 指定市町村事務受託法人が、当該指定に係る市町村事務受託事務

ハ 第十一条の五第一項の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等があつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
二 第六号に規定する期間内に次条第一項の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等があつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

（指定の取消し等）

第十一條の五 （略）

一・二 （略）

三 指定市町村事務受託法人が、当該指定に係る事務所の介護支援専

所の介護支援専門員の人員について、厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

四 指定市町村事務受託法人が、厚生労働省令で定める市町村事務の運営に関する基準に従つて適正な市町村事務の運営をすることができなくなつたとき。

五 (略)

六 指定市町村事務受託法人が、不正の手段により法第二十四条の二第一項の指定を受けたとき（当該指定市町村事務受託法人が法第二十四条の三第一項に規定する指定都道府県事務受託法人（以下「指定都道府県事務受託法人」という。）の指定を受けている場合については、不正の手段により同項の指定を受けたときを含む。）。

七 (略)

八 前各号に掲げる場合のほか、指定市町村事務受託法人が、市町村事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき（当該指定市町村事務受託法人が指定都道府県事務受託法人の指定を受けている場合にあつては、都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたときを含む。）。

九 指定市町村事務受託法人の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等又は市町村事務若しくは都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2 市町村は、市町村事務を行つた指定市町村事務受託法人について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る市町村事務受託事務所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

門員の人員について、厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

四 指定市町村事務受託法人が、厚生労働省令で定める受託事務の運営に関する基準に従つて適正な受託事務の運営をすることができなくなつたとき。

五 (略)

六 指定市町村事務受託法人が、不正の手段により法第二十四条の二第一項の指定を受けたとき。

七 (略)

八 前各号に掲げる場合のほか、指定市町村事務受託法人が、受託事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

九 指定市町村事務受託法人の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等又は受託事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2 市町村は、受託事務を行つた指定市町村事務受託法人について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事務所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第十一條の六 （略）

一 （略）

二 第十一條の三第一項の規定による届出（同項の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同項に規定する市町村事務の休止及び再開に係るもの）を除く。）があつたとき。

三 （略）

（指定都道府県事務受託法人の指定）

第十一條の七 指定都道府県事務受託法人の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県事務を受託しようとする者の申請により、都道府県事務を行う事務所（以下「都道府県事務受託事務所」という。）ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次のいずれかに該当するときは、法第二十四条の三第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が、厚生労働省令で定める都道府県事務の運営に関する基準に従つて適正な都道府県事務の運営をすることができないと認められるとき。

二 申請者が、居宅サービス等を提供しているとき。ただし、厚生労働省令で定める特別の事情があると都道府県知事が認めたときは、この限りでない。

三 申請者が、法及び第三十五条の二各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者が、第十一條の五第一項又は第十一條の十の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

第十一條の六 （新設）

一 （略）

二 第十一條の三第一項の規定による届出（同項の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同項に規定する事業の休止及び再開に係るもの）を除く。）があつたとき。

三 （略）

五

申請者が、第十一条の十の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条の規定による都道府県事務の廃止の届出をした者（当該都道府県事務の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等又は市町村事務若しくは都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受け
ることがなくなるまでの者

八 第十一条の五第一項又は第十一条の十の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十一条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

二 第五号に規定する期間内に次条の規定による都道府県事務の廃止の届出をした法人（当該都道府県事務の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

（指定都道府県事務受託法人の名称等の変更の届出等）

第十三条の八 指定都道府県事務受託法人は、当該指定に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該都道府県事務を廃止し、休止し、若

（新設）

しくは再開しようとするとときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(指定都道府県事務受託法人による報告)

第十一条の九 都道府県知事は、都道府県事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定都道府県事務受託法人に対し、報告を求めることができる。

(指定都道府県事務受託法人の指定の取消し等)

第十一条の十 都道府県知事は、指定都道府県事務受託法人が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 法第二十四条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たさなくなつたとき。

二 指定都道府県事務受託法人が、第十一条の七第二項第三号又は第七号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定都道府県事務受託法人が、厚生労働省令で定める都道府県事務の運営に関する基準に従つて適正な都道府県事務の運営をすることができなくなつたとき。

四 指定都道府県事務受託法人が、前条の規定により報告を求められて報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定都道府県事務受託法人が、不正の手段により法第二十四条の三第一項の指定を受けたとき（当該指定都道府県事務受託法人が指定市町村事務受託法人の指定を受けている場合にあつては、不正の手段により法第二十四条の二第一項の指定を受けたときを含む。）

(新設)

六 前各号に掲げる場合のほか、指定都道府県事務受託法人が、法及び第三十五条の四各号に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、指定都道府県事務受託法人が、都道府県事務に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき（当該指定都道府県事務受託法人が指定市町村事務受託法人の指定を受けている場合にあつては、市町村事務に關し不正又は著しく不当な行為をしたときを含む。）。

八 指定都道府県事務受託法人の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等又は市町村事務若しくは都道府県事務に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

（指定都道府県事務受託法人の指定等の公示）

第十一条の十一 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 法第二十四条の三第一項の指定をしたとき。

二 第十一条の八の規定による届出（同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する都道府県事務の休止及び再開に係るものをお除く。）があつたとき。

三 前条の規定により法第二十四条の三第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

第十一条の十二 （略）

（労働に関する法律の規定）

第三十五条の六 法第七百七条第三項第四号の一（法第七百七条の二第四項

（新設）

第十一条の七

（略）

において準用する場合を含む。)の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号) 第百十七条、第百十八条第一項(同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。)、第一百九条(同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。) 及び第一百二十条(同法第十七条項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。)の規定並びに当該規定に係る同法第二十一条の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十四条(第四項を除く。)の規定により適用される場合を含む。)
- 二 最低賃金法(昭和三十四年法律第二百三十七号) 第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定
- 三 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号) 第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

第三十五条の八～第三十五条の十一

(指定情報公表センターに関する読み替え)

第三十七条の十二 法第二百十五条の四十二第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第三十五条の七～第三十五条の十

(指定情報公表センターに関する読み替え)

第三十七条の十二 法第二百十五条の四十二第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

第三十六条第三項	(略)	第一項	(略)
前条第二項の調査を受けようとする者	第一項	第一百五十五条の四十二	(略)
第一項の報告を行お	第一百五十五条の三十五	第一百五十五条の三十五	情報公表事務に係る

			(地域支援事業の額)
第三十七条の十三	法第百十五条の四十五第三項	規定する政令で定める額は、各市町村につき、市町村介護保険事業計画（法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）に定める介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の見込量等に基づいて算定した各年度の介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。）に要する費用の予想額（以下この条において「給付見込額」という。）に百分の三（法第一百五十五条の四十五に規定する地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）のうち介護予防事業（法第二十二条の二第一項に規定する介護予防事業をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及び地域支援事業（介護予防事業を除く。）については、それぞれ百分の一）を乗じて得た額とする。	
2・3	(略)		
第三十七条の十四	法第百十五条の四十六第七項	規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。	
第六十九条の十 四第一項	(略)	(略)	(略)
当該市町村又は第百十五条の四十七第一項の委託を受けた者が地域包括支援セン	(略)	(略)	(略)

(地域支援事業の額)

			(地域支援事業の額)
第三十七条の十三	法第百十五条の四十四第三項に規定する政令で定める額は、各市町村につき、市町村介護保険事業計画（法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）に定める介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の見込量等に基づいて算定した各年度の介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。）に要する費用の予想額（以下この条において「給付見込額」という。）に百分の三（法第一百五十五条の四十四に規定する地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）のうち介護予防事業（法第二十二条の二第一項に規定する介護予防事業をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及び地域支援事業（介護予防事業を除く。）については、それぞれ百分の二）を乗じて得た額とする。	2・3	(略)
第三十七条の十四	法第一百十五条の四十五第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
第六十九条の十 四第一項	(略)	(略)	(略)
当該市町村又は第百十五条の四十六第一項の委託を受けた者が地域包括支援セン	(略)	(略)	(略)

(地域支援事業の額)

第三十七条の十三 法第百十五条の四十五第三項に規定する政令で定める額は、各市町村につき、市町村介護保険事業計画（法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）に定める介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の見込量等に基づいて算定した各年度の介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。）に要する費用の予想額（以下この条において「給付見込額」という。）に百分の三（法第一百五十五条の四十五に規定する地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）のうち介護予防事業（法第二十二条の二第一項に規定する介護予防事業をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及び地域支援事業（介護予防事業を除く。）については、それぞれ百分の二）を乗じて得た額とする。

2 • 3

第三十七条の十四 法第百十五条の四十六第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)
第六十九条の十
四第一項

(略)	(略)	(略)
当該市町村又は第百	(略)	(略)

十五条の四十七第一項の委託を受けた者が地域包括支援セン

第三十七条の十三 法第百十五条の四十四第三項に規定する政令で定める額は、各市町村につき、市町村介護保険事業計画（法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）に定める介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の見込量等に基づいて算定した各年度の介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。）に要する費用の予想額（以下この条において「給付見込額」という。）に百分の三（法第五条の四十四に規定する地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）のうち介護予防事業（法第二十二条の二第一項に規定する介護予防事業をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及び地域支援事業（介護予防事業を除く。）については、それぞれ百分の二）を乗じて得た額とする。

2 · 3

第三十七条の十四 法第一百十五条の四十五第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第六十九条の十一
四第一項 (略)

(略)	(略)	(略)
当該市町村又は第百	(略)	(略)

十五条の四十六第一項の委託を受けた者が地域包括支援セン

第六十九条の十 四第二項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第六十九条の十 四第三項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第六十九条の十 六第六項において準 用する前項	当該市町村が設置し た地域包括支援セン ターについてその名 称若しくは所在地に 変更があるとき、又 は第一百十五条の四十 六第六項において準 用する前項	(略)	(略)	(略)	(略)	地域包括支援センタ ーの設置者（第百十 五条の四十七第一項 の委託を受けた者に 限る。）	(略)	(略)

(地域包括支援センターの職員に対する研修)

第三十七条の十五 地域包括支援センター（法第二百四十六条第一項に規定する地域包括支援センターをいう。以下この項において同じ。）の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、その職員に対し、地域包括支援センターの業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための研修を受けさせなければならない。

(地域包括支援センターの職員に対する研修)

第三十七条の十五 地域包括支援センター（法第百十五条の四十五第一項に規定する地域包括支援センターをいう。以下この項において同じ。）の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、その職員に対し、地域包括支援センターの業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための研修を受けさせなければならない。

(審査請求書の記載事項等)

第四十七条 法第百八十三条第一項の審査請求（法第二十二条第三項の規定による徴収金に関する处分に係る審査請求を除く。）においては、次に掲げる事項を審査請求書に記載し、又は陳述しなければならない。

- 一 原処分の名宛人たる被保険者の氏名、住所、生年月日及び被保険者証の番号
- 二 審査請求人が原処分の名宛人たる被保険者以外の者であるときは、審査請求人の被保険者との関係

(裁決書の記載事項)

第五十条 法第百八十三条第一項の審査請求についての裁決書には、次に掲げる事項（法第二十二条第三項の規定による徴収金に関する处分に係る審査請求にあつては、第二号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

- 一 （略）

- 二 原処分の名宛人たる被保険者の氏名、住所、生年月日及び被保険者証の番号
- 三 審査請求人が原処分の名宛人たる被保険者以外の者であるときは、その氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び被保険者との関係

- 四（八）（略）

第五十一条の三 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（大都市等の特例）

(審査請求書の記載事項等)

第四十七条 法第百八十三条第一項の審査請求においては、次に掲げる事項を審査請求書に記載し、又は陳述しなければならない。

- 一 原処分の名あて人たる被保険者の氏名、住所、生年月日及び被保険者証の番号
- 二 審査請求人が原処分の名あて人たる被保険者以外の者であるときは、審査請求人の被保険者との関係

(裁決書の記載事項)

第五十条 法第百八十三条第一項の審査請求についての裁決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 （略）

- 二 原処分の名あて人たる被保険者の氏名、住所、生年月日及び被保険者証の番号
- 三 審査請求人が原処分の名あて人たる被保険者以外の者であるときは、その氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び被保険者との関係

- 四（八）（略）

第五十一条の三 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（新設）

以下「指定都市」という。)において、法第二百三条の二の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令第百七十一条の三十一の四に定めるところによる。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)において、法第二百三条の二の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第百七十四条の四十九の十の二に定めるところによる。

○ 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）（第十四関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（高齢者居宅生活支援事業に該当することとなる事業）</p> <p>第一条　（略）</p> <p>一　（略）</p> <p>二　介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十 四項に規定する地域密着型サービス事業（同条第二十一項に規定す る地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業を除く。 ）若しくは同条第二十三項に規定する居宅介護支援事業又は同法第 八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業若しくは同条第十 八項に規定する介護予防支援事業</p> <p>三～五　（略）</p>	<p>（高齢者居宅生活支援事業に該当することとなる事業）</p> <p>第一条　（略）</p> <p>一　（略）</p> <p>二　介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十 四項に規定する地域密着型サービス事業（同条第二十項に規定する 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業を除く。） 若しくは同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八 条の二第一項に規定する介護予防サービス事業若しくは同条第十八 項に規定する介護予防支援事業</p> <p>三～五　（略）</p>

○ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）（第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）	（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）
<p>第二条　（略）</p> <p>一～三　（略）</p> <p>四　老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業、同条第四項に規定する老人短期入所事業、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、同法第二十条の七に規定する老人福祉センター若しくは同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設、同法第二百十五条の四十五第一項各号若しくは第三項各号に掲げる事業の用に供する施設若しくは同法第二百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター</p> <p>五～八　（略）</p>	<p>第二条　（略）</p> <p>一～三　（略）</p> <p>四　老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業、同条第四項に規定する老人短期入所事業、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、同法第二十条の七に規定する老人福祉センター若しくは同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設、同法第二百十五条の四十四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事業の用に供する施設若しくは同法第二百十五条の四十五第一項に規定する地域包括支援センター</p> <p>五～八　（略）</p>

○ 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十八年政令第百五十四号）（第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
（指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する経過措置）	（指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する経過措置）
<p>第三条 平成十七年改正法の施行の際現に平成十七年改正法第三条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第四十一条第一項本文の指定を受けている通所介護（認知症である者について行うものであつて、厚生労働大臣が定めるものに限る。）の事業を行う者については、施行日に、当該事業を行う事業所の所在地の市町村の長（他の市町村（平成十七年改正法附則第十条第二項に規定する他の市町村をいう。以下同じ。）が行う介護保険の被保険者が平成十八年三月中に当該通所介護を利用した場合には、当該他の市町村の長）から、新法第八条第十七項に規定する認知症対応型通所介護及び新法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型通所介護に係る新法第四十二条の二第一項本文及び新法第五十四条の二第一項本文の指定を受けたものとみなす。ただし、当該事業を行う者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。</p> <p>（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置）</p> <p>第十四条 平成十七年改正法第七条の規定による改正後の介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条の規定の適用については</p>	<p>第三条 平成十七年改正法の施行の際現に平成十七年改正法第三条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第四十一条第一項本文の指定を受けている通所介護（認知症である者について行うものであつて、厚生労働大臣が定めるものに限る。）の事業を行う者については、施行日に、当該事業を行う事業所の所在地の市町村の長（他の市町村（平成十七年改正法附則第十条第二項に規定する他の市町村をいう。以下同じ。）が行う介護保険の被保険者が平成十八年三月中に当該通所介護を利用した場合には、当該他の市町村の長）から、新法第八条第十六項に規定する認知症対応型通所介護及び新法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型通所介護に係る新法第四十二条の二第一項本文及び新法第五十四条の二第一項本文の指定を受けたものとみなす。ただし、当該事業を行う者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。</p> <p>（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置）</p> <p>第十四条 平成十七年改正法第七条の規定による改正後の介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条の規定の適用については</p>

、同条第一項中「第九十二条第一項」とあるのは「第七十八条の十、第九十二条第一項」と、「介護保険法第八条第二十四項」とあるのは「同法第八条第二十一項」に規定する地域密着型介護老人福祉施設（第三項において「地域密着型介護老人福祉施設」という。）又は同条第二十四項」と、「単に「介護保険施設」とあるのは「「介護保険施設等」と、「他の介護保険施設」とあるのは「他の介護保険施設等」と、同条第二項中「介護保険施設」とあるのは「介護保険施設等」と、同条第三項中「施設介護サービス費」とあるのは「地域密着型介護サービス費又は施設介護サービス費」とあるのは「第四十八条第二項」とあるのは「第四十二条の二第二項第三号又は第四十八条第二項」と、「第九十二条第一項」とあるのは「第七十八条の十、第九十二条第一項」と、「指定介護老人福祉施設（）とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設（）と、「指定介護老人福祉施設を含む」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設を含む」と、「算定される指定介護福祉施設サービス」とあるのは「算定される指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下この項において同じ。）に要する平均的な費用（同法第四十二条の二第二項第三号の厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用（同条第一項の厚生労働省令で定める費用を除く。以下この項において同じ。）の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）又は指定介護福祉施設サービス」と、同条第四項中「第四十八条第三項」とあるのは「第四十二条の二第三項又は第四十八条第三項」とする。

、同条第一項中「第九十二条第一項」とあるのは「第七十八条の十、第九十二条第一項」と、「介護保険法第八条第二十二項」とあるのは「同法第八条第二十項」に規定する地域密着型介護老人福祉施設（第三項において「地域密着型介護老人福祉施設」という。）又は同条第二十二項」と、「単に「介護保険施設」とあるのは「「介護保険施設等」と、「他の介護保険施設」とあるのは「他の介護保険施設等」と、同条第二項中「介護保険施設」とあるのは「介護保険施設等」と、同条第三項中「施設介護サービス費」とあるのは「地域密着型介護サービス費又は施設介護サービス費」とあるのは「第四十八条第二項」とあるのは「第四十二条の二第二項第三号又は第四十八条第二項」と、「第九十二条第一項」とあるのは「第七十八条の十、第九十二条第一項」と、「指定介護老人福祉施設（）とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設（）と、「指定介護老人福祉施設を含む」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設を含む」と、「算定される指定介護福祉施設サービス」とあるのは「算定される指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下この項において同じ。）に要する平均的な費用（同法第四十二条の二第二項第二号の厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用（同条第一項の厚生労働省令で定める費用を除く。以下この項において同じ。）の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）又は指定介護福祉施設サービス」と、同条第四項中「第四十八条第三項」とあるのは「第四十二条の二第三項又は第四十八条第三項」とする。

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第一百三十一号）（第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（都道府県及び市町村以外の者が設置した社会福祉施設等の災害復旧に要する費用に係る国の補助）</p> <p>第三条 法第四十八条第三項の規定による国の補助は、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）の区域（都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。次項において同じ。）内にある老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十一条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センター（以下この項において「小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八条第三項の規定により設置された身体障害者社会参加支援施設（以下この項において「身体障害者社会参加支援施設」という。）、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七</p>	<p>（都道府県及び市町村以外の者が設置した社会福祉施設等の災害復旧に要する費用に係る国の補助）</p> <p>第三条 法第四十八条第三項の規定による国の補助は、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）の区域（都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。次項において同じ。）内にある老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十一条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センター（以下この項において「小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八条第三項の規定により設置された身体障害者社会参加支援施設（以下この項において「身体障害者社会参加支援施設」という。）、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七</p>

十九条第二項又は第八十三条第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム若しくは障害福祉サービス（同法第五条第五項に規定する療養介護、同条第六項に規定する生活介護、同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設（以下この項において「障害者支援施設等」という。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設（以下この項において「授産施設」という。）ごとに、それぞれ次に掲げる要件に該当する場合に行うものとする。

一・二（略）

2 法第四十八条第四項の規定による国の補助は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の区域内にある介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設（以下この項において「介護老人保健施設」という。）が次に掲げる要件に該当する場合に行うものとする。

一・二（略）

十九条第二項又は第八十三条第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム若しくは障害福祉サービス（同法第五条第五項に規定する療養介護、同条第六項に規定する生活介護、同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設（以下この項において「障害者支援施設等」という。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設（以下この項において「授産施設」という。）ごとに、それぞれ次に掲げる要件に該当する場合に行うものとする。

一・二（略）

2 法第四十八条第四項の規定による国の補助は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の区域内にある介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設（以下この項において「介護老人保健施設」という。）が次に掲げる要件に該当する場合に行うものとする。

一・二（略）

○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第一百十三条　（略）</p> <p>一〇十　（略）</p> <p>十一　介護保険法第二百三十条の三第一項の規定による緊急時における事務執行に関すること。</p> <p>一二　（略）</p>	<p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第一百十三条　（略）</p> <p>一〇十　（略）</p> <p>十一　介護保険法第二百三十条の二第一項の規定による緊急時における事務執行に関すること。</p> <p>一二　（略）</p>
<p>（高齢者支援課の所掌事務）</p> <p>第一百十五条　（略）</p> <p>一・二　（略）</p> <p>三　介護保険法第五条の二に規定する認知症に関する対策の企画及び立案並びに調整に関すること。）</p> <p>四〇七　（略）</p>	<p>（高齢者支援課の所掌事務）</p> <p>第一百十五条　（略）</p> <p>一・二　（略）</p> <p>三　介護保険法第八条第十六項に規定する認知症に関する対策の企画及び立案並びに調整に関すること。）</p> <p>四〇七　（略）</p>